

岩手沿岸南部広域環境組合監査委員処務規程

平成18年 6月 1日 監査委員告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手沿岸南部広域環境組合監査委員条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第15号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、監査委員の職務の執行に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協議等)

第2条 監査委員は、監査委員間の相互の連絡調整を図るため、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 監査委員に関する条例、規程等に関すること。
- (2) 監査、審査及び検査の計画及び運営方針に関すること。
- (3) 監査、審査及び検査に関する報告、公表、意見の提出等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、監査委員が必要と認める事項に関すること。

2 監査委員が、法令の規定により行う合議及び前項の規定により行う協議は、代表監査委員が主宰して行う。

(例月現金出納検査日)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定及び条例第5条の規定による現金出納検査の例日は、毎月20日から25日までの間とする。ただし、検査日が祝祭日若しくは止むを得ない事由により検査を実施できない場合は、その検査日の前後に変更し、実施するものとする。

(通知)

第4条 次に掲げる事項については、事前に代表監査委員から、管理者又はその他の執行機関の長に通知するものとする。

- (1) 実施しようとする監査、審査及び検査の日時、場所及びその対象事項並びに附属資料等

(補則)

第5条 この規程に定めるものの他必要な事項は監査委員が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。